

平成30年度 (一社) 鳥取県労働基準協会西部支部

講習会予定表

月 日	時 間	行事名及び講習会名	会 場
4月17日(火)	9:00~16:00	雇い入れ時の安全衛生教育(ビジネスマナー教育含む)	米子食品会館
5月16日(水)	13:00~16:30	熱中症予防労働衛生教育	米子食品会館
5月21日(月)	8:30~17:00	アーク溶接等業務特別教育(学科)	ポリテクセンター米子
5月22日(火)	8:30~12:00	〃 (学科)	
5月22日(火)	13:00~17:00	〃 (実技)	
5月23日(水)	9:00~16:00	〃 (実技)	
5月24日(木)	9:00~17:00	〃 (実技)	
5月25日(金)	9:00~12:00	〃 (実技)	
5月30日(水)	9:00~16:00	足場の組立等特別教育(6時間)	米子食品会館
6月13日(水)	9:00~16:00	5 t 未満クレーン運転業務特別教育(学科)	米子食品会館
6月14日(木)	9:00~12:00	〃 (学科)	
6月17日(日)	8:30~17:30	〃 (実技)	JR後藤総合車両所
6月20日(水)	13:30~17:00	安全管理者等安全担当者研修	米子食品会館
7月10日(火)	9:00~16:00	自由研削といし取替等業務特別教育(学科・実技)	米子食品会館
7月25日(水)	9:00~17:00	安全管理者選任時研修	米子食品会館
7月26日(木)	9:00~12:00		
8月1日(水)	9:00~17:00	安全衛生推進者養成講習	米子食品会館
8月2日(木)	9:00~12:00		
8月29日(水)	9:00~16:00	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	米子食品会館
9月12日(水)	9:00~17:00	K Y T (危険予知訓練)研修	米子食品会館
9月19日(水)	13:30~17:00	衛生管理者等衛生担当者研修	米子食品会館
10月3日(水)	9:00~15:00	タイヤの空気充てんの業務特別教育	米子食品会館
10月23日(火)	9:00~17:00	職長・安全衛生責任者教育	米子食品会館
10月24日(水)	8:30~17:00		
11月7日(水)	9:00~16:00	自由研削といし取替等業務特別教育(学科・実技)	米子食品会館
11月27日(火)	9:00~17:00	職長・安全衛生責任者教育	米子食品会館
11月28日(水)	8:30~17:00		
12月5日(水)	9:30~14:30	携帯用丸のご盤作業安全教育	ポリテクセンター米子
平成31年1月10日(木)	9:00~16:00	足場の組立て、解体、変更業務従事者特別教育	米子食品会館
平成31年1月23日(水)	10:00~16:00	衛生推進者養成講習	米子食品会館
平成31年2月13日(水)	13:30~17:00	労務管理研修会	米子食品会館

※日程及び会場を変更する場合があります。必ず案内等で確認してください

※お問い合わせ先 (一社)鳥取県労働基準協会西部支部 電話 0859-34-5876
米子市東町11 メゾン東町ビル2F FAX 0859-34-6877

※平成30年度鳥取地区出張試験〔日時10月20日(土) 場所 倉吉体育文化会館(倉吉市山根 529-2)〕

◆願書受付期間(持参) : 平成30年8月20日(月)~8月31日(金)

◆願書郵送受付期間 : 平成30年9月3日(月)~9月5日(水)

特別教育・講習会等の関連する法令や対象者及び開催の趣旨等について

<p>雇入れ時の安全衛生教育</p> <p>労働安全衛生法第59条で、労働者を雇入れたとき、作業内容を変更したときには、従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を実施しなければならないとされています。この教育の内容についても関係規則で規定されていますが、この中で、業種にかかわらず新規採用者に共通的に必要な事項を内容とする教育を実施します。また、併せて、法令上は求められていませんが、社会人としての職場のマナーに関する教育も盛り込むこととしています。</p>
<p>熱中症予防労働衛生教育</p> <p>毎年、熱中症の発生件数が増加し始める時期に、あらかじめ熱中症について再認識し、その予防対策、熱中症の症状、発症の際の対処方法等について、安全衛生担当者のみならず、作業の方々も対象として実施するものです。</p>
<p>アーク溶接等業務特別教育</p> <p>労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない特別教育です。</p>
<p>足場の組立て等業務特別教育</p> <p>労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない特別教育です。（足場の高さによる適用除外はありません。）</p>
<p>5t未満クレーン運転業務特別教育</p> <p>労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「つり上げ荷重が5t未満のクレーンの運転の業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない特別教育です。</p>
<p>安全管理者等安全担当者研修</p> <p>毎年7月1日から1週間実施される全国安全週間の準備期間である6月に、各事業場の代表者、安全担当役員、安全管理者、安全衛生推進者、その他の労働災害防止担当者や安全活動スタッフなどを対象として、その年の災害防止に関する行政の動向、重点事項等の情報提供や安全管理活動、災害防止活動に参考としていただける内容の研修会です。</p>
<p>自由研削用といし取替え等業務特別教育（機械研削用といしを除きます）</p> <p>労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない特別教育です。</p>
<p>安全管理者選任時研修</p> <p>安全管理者は、常時使用労働者数が50人以上の下枠(2)に記載する業種の事業場で選任しなければなりません。この安全管理者には一定の資格が必要であり、その資格の一つとして厚生労働大臣が定める研修（この「安全管理者選任時研修」です）を修了することが定められています。また、安全管理者選任報告を所轄の労働基準監督署に届ける際には、この研修を修了していることの書面提出が求められます。</p>
<p>安全衛生推進者養成講習・衛生推進者養成講習</p> <p>労働安全衛生法第12条の2により、常時使用する労働者数が10人以上で50人未満の事業場では、下枠(2)の業種では「安全衛生推進者」、その他の全ての業種では「衛生推進者」の選任が義務付けられています。この安全衛生推進者、衛生推進者には一定の資格が必要とされていますが、その資格の一つとして「都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者」が認められています。当支部が行う「安全衛生推進者養成講習」、「衛生推進者養成講習」がこの講習に該当します。なお、衛生推進者の選任対象となっている業種においても、危険要因等への適切な対応を行い労働災害を防止するための「安全推進者」として「安全衛生推進者」の資格を有する者を選任することを推奨する「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」が示されていますので、衛生推進者を選任する業種の事業所におかれても「安全衛生推進者養成講習」の受講を検討してください。</p>
<p>フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育</p> <p>危険な業務についている者に対する安全のための教育を行なうよう定めた労働安全衛生法第60条の2に基づいて厚生労働省が定めたカリキュラムにしたがって、「フォークリフト運転業務に従事する者」に対して、業務年数が概ね5年ごとに実施することとされている安全教育教育です。（★）</p>
<p>KYT（危険予知訓練）研修</p> <p>危険予知訓練は、職場や作業の状況のなかにひそむ危険要因とそれが引き起こす現象を職場や作業の状況を描いたイラストシートを使って、また、現場で実際に作業をさせたり作業してみせたりしながら、小集団で話し合い、考え合い、分かり合って、危険のポイントや重点実施項目を指差唱和・指差呼称で確認して、行動する前に解決する訓練です。この訓練の実施方法等について説明し、体験をしていただく研修です。</p>
<p>衛生管理者等衛生担当者研修</p> <p>毎年10月1日から1週間実施される全国労働衛生週間の準備期間である9月に、各事業場の代表者、労働衛生担当役員、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、その他の労働衛生管理担当者などを対象として、その年の労働衛生対策に関する行政の動向、重点事項等の情報提供や労働衛生管理活動、労働災害防止活動に参考としていただける内容の研修会です。</p>
<p>タイヤの空気充填の業務特別教育</p> <p>労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「自動車(二輪自動車を除く)用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充填する業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない特別教育です。</p>
<p>職長・安全衛生責任者教育</p> <p>職長教育は、新たにリーダー、係長など部下のいる最小単位のトップにつく者（法令上「職長」と呼んでいます）に対して、労働安全衛生法第60条に基づき実施しなければならない教育です。法令で規定されている対象業種は下枠(1)のとおりです。（なお、対象業種以外の業種であっても、労働災害防止の有効な教育の一つとして受講をご検討ください。） また、安全衛生責任者教育は、建設現場における下請事業者が元方との連絡調整の業務を行う者に対して、厚生労働省の通達に基づき実施しています。安全衛生責任者は職長と重なる場合が多いこと、教育内容に重複するものがあることから、建設業で受講される方に、職長教育の後に追加して受講していただいているものです。</p>
<p>携帯用丸のご盛作業安全教育</p> <p>危険な業務についている者に対する安全のための教育を行なうよう定めた労働安全衛生法第60条の2に基づいて厚生労働省が定めたカリキュラムにしたがって、「携帯用丸のご盛」を使用して行う作業に従事する労働者に対して、業務年数が概ね5年ごとに実施することとされている安全教育教育です。（★）</p>
<p>労務管理研修会</p> <p>事業代表者、労務管理担当者等を対象として、労務管理に関する行政の重点課題や、各担当者が抱えている問題点等に参考としていただける内容を盛り込んだ研修会です。</p>

業種に関する参考事項

<p>(1) 職長教育の対象業種 建設業、製造業(注)、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業 (注)製造業のうち次の(1)～(5)を除く。 (1)食料品・たばこ製造業(うま味調味料製造業、動物油脂製造業を除く)、(2)繊維工業(紡績業、染色整理業を除く)、(3)衣服その他の繊維製品製造業、(4)紙加工品製造業(セロファン製造業を除く)、(5)新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業</p>
<p>(2) リスクアセスメント実施の対象業種（化学物質リスクアセスメントを除く）、及び安全管理者、安全衛生推進者を選任すべき対象業種 林業、鉱業、建設業、運送業、酒類業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業</p>

※ ★：当支部では、この教育は次回を概ね5年程度後と想定していますので、業務従事期間が5年未満の方であっても今回の受講をご検討下さい。